

誓 約 書

令和 年 月 日

津 山 市 長 殿

住 所

氏 名

印

別紙の申請について、下記の承認条件を厳守し、従うことを誓約します。

道路工事施行承認の条件

(道路法24条・河川法第 条・津山市法定外管理条例第5条)

1. 着手

(1) 着手の協議

申請書に記載した期間内に着手・完成すること。

(2) 道路使用許可

道路交通法第77条（道路使用許可）の規定に該当する場合、警察署長の許可を得ること。

(3) 交通規制の協議

通行の禁止又は制限を伴う場合、別途協議書を提出すること。

2. 瑕疵責任

(1) 瑕疵担保

完成届受理日（完成届を受け、現地で完成を確認した日）から2箇年の間に、当工事に起因して道路が損傷した場合は、市長の指示により直ちに申請者の負担において復旧する事。

(2) 損害賠償等

工事に起因して道路の構造及び第三者に損害を与えた場合は、申請者の負担において復旧及び損害賠償を行うこと。

3. 完成届

(1) 工事が完了したときは、完成届を提出すること。

(2) 承認書は完成届を提出後2箇年保持すること。

4. 承認の取消し

条件に違反をしたとき、又は次に該当する場合は、承認を取消す。

(1) 道路に関する工事のほか、公益上やむを得ない必要が生じたとき。

(2) 工事期間が過ぎても工事着手しないとき。

5. 原状回復

上記理由により取消があった時は、異議なくこれに従い原形復旧し、これに対する補償等一切の要求をしない。

6. 特記事項

番号